

〔8〕防火地域

市街地においては、建築物の密集化が著しく一度火災が発生すると、大きな被害を受けることは明らかです。そのため、建築物の構造を制限し、延焼を防ぎ、大火災の発生を未然に防ごうという目的をもった防火地域及び準防火地域が指定されています。

①防火地域内の建築物の制限

延べ面積 階 数	100 m ² 以下	100 m ² を超え 3,000 m ² 以下	3,000 m ² を超え
1 又は 2	耐火建築物等又は 準耐火建築物等	耐火建築物等	耐火建築物
3	耐火建築物等	耐火建築物等	耐火建築物
4 以上	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物

- ・ 耐火建築物等とは耐火建築物又は延焼防止建築物です。
- ・ 準耐火建築物等とは準耐火建築物又は準延焼防止建築物です。

防火地域内において、看板等を屋上に設ける場合や高さが3mを超える場合は、主要な部分を不燃材料で造るか、覆う必要があります。

②準防火地域内の建築物の制限

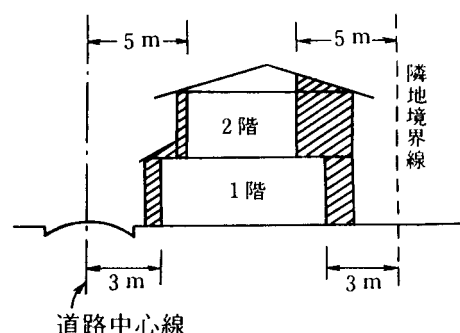
延べ面積 地階を除く階数	500 m ² 以下	500 m ² を超え 1,500 m ² 以下	1,500 m ² を超え 3,000 m ² 以下	3,000 m ² を超え
1 又は 2	外壁等が防火構造 の建築物※	耐火建築物等又は 準耐火建築物	耐火建築物等	耐火建築物
3	耐火建築物等又は 準耐火建築物等	耐火建築物等又は 準耐火建築物	耐火建築物等	耐火建築物
4 以上	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物

※ 周囲への延焼リスクの低減について同等の性能を有する建築物も含みます。

- ・ 耐火建築物等とは耐火建築物又は延焼防止建築物です。
- ・ 準耐火建築物等とは準耐火建築物又は準延焼防止建築物です。

延焼のおそれのある部分

隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500m²以内の建築物は、一の建築物とみなします。）相互の外壁間の中心線から、1階部分で3m以内、2階以上の部分では5m以内にある部分のことです。



③建築物のその他の構造制限

- ・ 防火地域・準防火地域を除く名古屋市内全域において、屋根不燃化区域が指定されています。この区域内では、建築物の屋根は、全て不燃材料で葺くか、造らなければなりません（一部適用が除外される建築物の部分があります）。また、木造建築物の外壁のうち延焼のおそれのある部分は準防火性能を有する土塗壁その他の構造としなければなりません。
- ・ 不特定多数の方が利用する建築物に対しては、階数、床面積に応じて耐火建築物あるいは準耐火建築物にしなければならない場合があります。